

<JIPA スローガン> 現在のスローガンを本年度も踏襲します。

世界から期待され、世界をリードする JIPA
Creating IP Vision for the World

日本知的財産協会（JIPA）は、1938 年の創設以来、非営利、非政府系の民間団体として活動を続け、世界最大級の知財ユーザー団体に発展してまいりました。

「産業の発達に寄与する」という知財制度の基本目的に照らして、国内外の視点から今日的な知財課題を明確化し、その達成を目指していく JIPA の活動の重要性は近年ますます高まっているといえるでしょう。そのため、今年度も新たな視点を取り入れ、知財制度、知財政策の研究を通じて、民間の独立した立場から主要な知財課題に対する見解を表明していく活動をこれまで同様積極的に推進していく所存です。

我が国の産業を取り巻く、直近の世界経済の変化は複雑化し、かつ激しさを増しています。米中の貿易問題に代表される保護主義的、排他的な動きのせめぎ合いの一方で、TPP や一帯一路のような広域に亘る自由貿易拡大の取組みが並行して進んでいます。加えて、急速に発達する科学技術が経済動向に与える影響もますます高まっています。特に情報技術の飛躍的な進化がもたらす第 4 次産業革命の進行とともに、IoT を活用して業種を越えたビジネスエコシステムを構築し、より大きな市場の創成を狙う様々なプラットフォームが提案され、多くのプレーヤーの参加による協調的な産業生態系が模索される一方で、その上で主導権をとるためのビジネスモデルを巡る競争が激化しています。こうした動きは IT 産業にとどまらず、製造業やサービス業全体の大きな変革につながることが見込まれています。また、遺伝子編集や再生医療等を始めとするバイオサイエンスの進歩も著しく、新たな巨大市場が形成され、大きく発展することが期待されています。しかしながら、これらの事業化、さらには産業としての確立には、多様な技術の統合が必要であり、多くのプレーヤーの参加によるエコシステムの形成が必要です。こうした動きはますます加速し、経済を中心として私たちの社会の基盤構造が根本から変わろうとしていると見ることができます。

これら様々な要因が錯綜して大きく変動を続ける社会の中で、未来に向けて我が国の国際競争力を高めていくためのイノベーション創出が求められていますが、現状は企業の研究開発投資が有効なイノベーションに結び付いていない、あるいは、研究開発投資に対する事業化によるリターンが減少しているとの指摘があります。新規事業を創成し、健全な投資回収を経て、新たなイノベーションにつなげていくには、技術開発とビジネスモデルとを包含した知財戦略が不可欠であることは論を待ちません。社会価値をもたらすイノベーションの創出を促すための知的財産制度の姿について、さまざまな観点からの検討や議論がなされています。現在の知財状況は、保護主義に対応してプロパテント化

の流れが強まっていると同時に、ビジネスエコシステムの観点からは協調的なオープンソース、コモンズ
の方向への転換が迫られています。こうした対立概念をどう調和させていくのかは、IoT 活用ビジネス
における、オープン&クローズ戦略の構築においても重要です。さらに、情報技術の進化に伴って経
済的価値の高まっているビッグデータの権利と活用の問題、コンピュータ進化の象徴として語られる
AI 技術に関わる知財権の問題、等々の新たな検討課題が顕在化してきています。これまでも JIPA
ではこれらに対応する知財制度に関わる検討を進めてまいりましたが、今年度も継続した検討と積
極的な意見表明を行なっていく必要があります。

国際的な知財環境の動向に目を向けると、ビジネスのグローバル化に伴い国際的知財戦略の重
要性が指摘されて既にかかなりの年数が経っていますが、日米欧中韓 5 極の関係は、中国が 2008
年に知財強国建国を宣言し、2016 年に 13 次 5 年計画において国家知的財産権保護計画を
制定して以降、直近で大きく変化が進んでいます。今現在進行している多国間の出願件数バラ
ンスや知財制度の変化に対して、我が国産業の国際競争力を高める観点から知財戦略をどのよう
に考えていくべきか、は喫緊の検討課題となっています。さらに、第 4 次産業革命を駆動する情報技
術の実装による、デジタル化、ネットワーク化、国際的なプラットフォームの普及、これらの変化に対
しても企業単位の知財戦略にとどまらず、国としての戦略的観点からの知財制度の見直しが迫られて
いることは間違いありません。こうした視点に立った知財政策、知財制度の検討と意見表明も JIPA
としてしっかりと継続していく必要があると考えます。

以上のような我が国の産業の発展に関わる知財課題を達成していくための人材育成の推進も
JIPA の重要な使命です。次代を担う知財人材としては、知財制度の専門知識を深める基礎的な
学びに加えて、産業構造の変革を俯瞰したビジネス展望も含めた包括的知財戦略を策定する能
力の育成が望まれます。それと同時に、今まさに企業経営を進めている経営層に対する、今日的な
知財リテラシーの敷衍もまた、重要課題になっています。我が国の産業をカバーする多方面の業種か
らの民間企業会員が数多く参加している JIPA の特質を活かして、こうした課題に取り組んでいき
たいと考えます。

今年度も同じスローガンを掲げますが、我が国を取り巻く世界情勢が大きく変わり、知財制度に対
する世界の期待も変わりつつある中で、私たちは JIPA の活動を通して産業の発展に望ましい知財
ビジョンを世界に向けて広く発信し、世界をリードしていくことを目指したいと考えます。

I. 基本方針

1. 激動する世界経済の変化や第 4 次産業革命に対応しながら、本来の日本の競争力強化
および世界の範たる知財制度構築のための国内知財制度の改良、様々な機会を通じての制
度調和の推進、新興国における知財環境改善や法制度整備などに向けて、積極的に取り組む。
また、国内外の団体や機関とのネットワークの充実を図るとともに、J I P A の活動が国外に広
く行渡るような施策も実行する。

(1) 協会活動の活性化

- (2) グローバル活動の推進
- (3) J I P A 内部活動の活性化

2. 将来の日本を担う知財人材の育成に取り組む。特に、ビジネス展望を知財戦略活動に落とし込めるグローバル知財担当者を育成していくのみならず、一般技術者や営業担当者など広く、知財の基礎知識を習熟させ、会員企業の知財総合力向上を目指す。あわせて経営者層への知財意識の向上にも積極的に取り組む。

- (1) 当協会の会員企業における人材を、時代や制度の変化に対応できるように育成する
- (2) 知財グローバル人材等の育成を図る
- (3) 経営者層への知財の啓発を図る

3. 引き続き、効率的な運営に努め、J I P A スローガンのもと重点活動計画を着実に遂行し、会員各位の知財活動に貢献する。

II. 基本方針を達成するための重点活動計画

1. 2018年度活動体制

(1) 委員会

総合企画委員会

人材育成委員会、会誌広報委員会

専門委員会（18委員会）

特許第1、特許第2、国際第1、国際第2、国際第3、国際第4、医薬・バイオテクノロジー、ソフトウェア、著作権、マネジメント第1、マネジメント第2、情報システム、情報検索、ライセンス第1、ライセンス第2、意匠、商標、及びフェアトレードの各委員会

(2) プロジェクト（8プロジェクト）

アジア戦略プロジェクト

日中企業連携プロジェクト

国際政策プロジェクト

J I P A 知財シンポジウムプロジェクト

WIPO プロジェクト

知財活性化プロジェクト

次世代コンテンツ政策プロジェクト

第4次産業革命プロジェクト

(3) その他

研究会や協議会の設置など、突発的に発生する知財関係システムの各種課題に対して柔軟に当協会が対応できるように期中でも体制整備する。

2. 具体的施策

(1) 協会活動の活性化

一昨年、官民を挙げて検討してきた第4次産業革命(Society5.0)のフレームワークが徐々に明確化しつつある中、昨年度は当協会としてしても産業構造審議会へ多くの役員・委員を派遣しながら法制度のあり方、具体的改正などを議論してきた。これらの活動は、会員各社においても競争力という、最もその理解力がある知財部門への意見発信が要望され、当協会への要請が高まった。特に、第4次産業革命P Jではデータの利活用、不正競争防止法の観点だけでなく、SEP（標準必須特許）のライセンスのあり方など、多くのテーマに対して議論を行い、その結果を発信しながら、当協会の意見が取り入れられた。本年度も、国、産業界からこのような要請は当然のことながら発生していくと思われ、その要請に積極果敢に対応していく。

また、次世代コンテンツ政策P Jでは、第4次産業革命の主体である「データの利活用」という観点から、今後も当協会では著作権に関する議論・提言が予想され、知財活性化P Jでも経営者もしくは知財総括責任者、あるいは地方への、知財及び第4次産業革命に係る情報提供が重要であり、その啓蒙活動を継続して実施していく。

(2) グローバル活動の推進

本年度も昨年度と同様の予算を確保しながら、各種会議・会合に参加し、当協会の会員のニーズに沿った意見発信、制度の実現を図る。

①制度調和に向けた国際政策活動

- ・三極ユーザー会議を継続実施して三極特許庁に対して具体的提案を行うと共に、中国・韓国を含めた五極ユーザーと協調をとり、会員企業の実利ある特許制度調和に向けた活動を継続して実施する。
- ・B+に係る制度調和に参加し、先進国でも異なる制度調和についての議論の継続を実施する。
- ・WIPO-SCP（特許法常設委員会）へ参画し、特許制度調和に関して大所高所的で政策的な観点から意見発信を行う。
- ・アジアにおける広域特許制度の構築の検討、要請、アジア諸国の国内制度創設、改訂への関与や、アジア諸国に限らず経済連携協定で知的財産に係る章の創設、改訂を企画する2国間あるいは地域との間での交渉に向けて、その在り方、運用の改善を要請していく。

②その他のグローバル活動

- ・日中企業連携会議の継続開催

急激に知財能力の向上が見られる中国に関し、これまでの活動成果である中国企業との情報共有インフラの継続によって中国の知財情報を正確に把握し、会員企業が中国市場でビジネスを円滑に進めることができるような環境の構築を目指す。

本年度は、会議内容や中国企業の知財能力台頭の状況を会員企業も知見できるような仕組みを他の政策プロジェクトや研修と共同して検討する一方で、当該活動も長期に渡っており、今後の運営のあり方を議論していく。

・模倣品・海賊版対策活動の推進

本年度は、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）中国プロジェクト幹事団体として、中国の中央・地方政府とのパイプを生かしながら、経済産業省模倣品対策室などの関係官庁と共同して模倣品撲滅に向けより効果的な活動を模索し推進する一方で、当該活動も長期に渡っており、今後の運営のあり方を関係機関を交えて議論していく。

③WIPO による制度国際化推進への協力

昨年度は第4次産業革命が引き起こす変革に対していかに知財制度が変革すべきかを産学合同で議論を開始しており、本年度はW I P O – G R E E Nのような新たな仕組みづくりを検討していく。

(3) J I P A 内部活動（専門委員会やPJ等）の活性化

①地方会員の知財活動支援

地方会員に向けて設立した東海協議会、中国・四国・九州地区協議会やJ I P A 知的財産フォーラム関西等の活動を継続して充実させるとともに、地方会員の知財活動を一層支援していく。

具体的に、昨年度は地方会員が当該地域近郊で定例・臨時等の研修が受けられる「サテライト研修」を「プレ・サテライト」として広島・北九州地域でスタートし、年度末に東海地区にも仮運用を開始した。本年度は東海・広島・北九州での本格運用を開始する。

②広報活動の活性化

・昨年度4月より季刊誌「じば」を発行してきた。この季刊誌は、専門書ではなく企業経営層が読んでもわかりやすく知財の今の常識や協会活動を知ることができ会員、非会員を問わず大手中小の企業が知財に興味を持ち当協会に訪れるようにすることを狙っており、好評である点から本年度も継続していく。

・海外への発信は、英文メルマガ「J I P A マガ」、英文ホームページを継続する。

・本年度も継続して特許庁、裁判所、国内外諸団体と積極的に意見・情報交換を行うと共に、「知財管理」誌、ホームページ等を利用した有益な情報発信を行う。

・2018年度も、第18回J I P A 知財シンポジウムを開催する。

(4) 人材育成

①当協会の基盤である会員企業における人材を、時代や制度の変化に対応できるように育成する。

・会員企業の知財担当者のみならず一般技術者、営業担当者、法務・総務担当者など広く、知財の基礎知識を習熟させ、会員企業の知財総合力向上を目指す。このため、営業向け、事務職向けなどの臨時研修コースを更に新設する。

- ・第4次産業革命に適合する人材育成を見据えて、基礎知識のみならず知財ビジネスに係る広範なスキル研修によって会員の知財人材のレベルアップをはかることで、ビジネス環境の変化や知的財産制度の変遷等に積極的に対応できる知財人材を育成する。
- ・研修会を今後も安定・継続的に運営することで、当協会の人材基盤、財務基盤の構築に貢献する。
- ・本年度より、当協会の講師が会員各社へ赴き、会員の知財部門に代わり技術者向けの知財研修を行う「出張型研修」をスタートする。

②知財グローバル人材等の育成

- ・次代を担う知財グローバル人材、知財を戦略的に活用できる人材の育成プログラムについて講師・講義内容のリニューアルを継続する。

③経営との係わりについて充実

- ・次期知財経営者層の育成
- ・経営感覚人材育成研修（知財変革リーダー育成研修、知財戦略スタッフ育成研修）については、更なる内容充実に努めると共に、総合コース（知財マネージャー向け）研修についても内容の充実を図る。

（5）当協会の運営体制整備

① J I P A 規程、マニュアル等の整備

- ・協会の規程、マニュアル等につき改訂・整備を引続き行う。

② J I P A 事務局及び事務局サポート専門家体制の強化

- ・法人として相応の外部の弁護士、労務管理に関する産業医などの専門家との協力体制の整備、充実を継続して図る。
- ・グローバルな多様な課題に対応して協会活動を支える人材の確保
法人化に伴い、内外意見発信の意義はますます高まっているため、グローバル対応人材（海外知財政府機関、民間諸団体等との人脈作り、ロジ統括、政策プロジェクトの意見づくりサポート等）のミッションを明確化し、適任者は、会員内外からも受け入れる体制を継続して構築してゆく。

以上